

## 農地法第3条許可申請時の提出書類

■第3条許可申請とは、農地を農地として所得・貸借する場合

■申請書

- ・3部提出（※3部すべてに実印を押印し、捨印も押印する。）

■添付書類（各1部提出）

- ・土地の登記事項証明書（※全部事項証明に限る。）
- ・地番図（※法務局の公図の写しに限る。）
- ・譲受人の印鑑証明書
- ・譲渡人の印鑑証明書
- ・案内図（※縮尺は2,500分の1～20,000分の1程度。）
- ・現況写真（耕作状態の確認のため）

◎次の場合は、上記の書類に加えて下記の書類を添付する。

農業者年金・経営移譲の場合は、

- ・戸籍謄本
- ・農地の使用貸借契約書（収入印紙200円1枚を貼付。）
- ・名寄せのコピー

所有権移転、貸借等を伴う場合は、

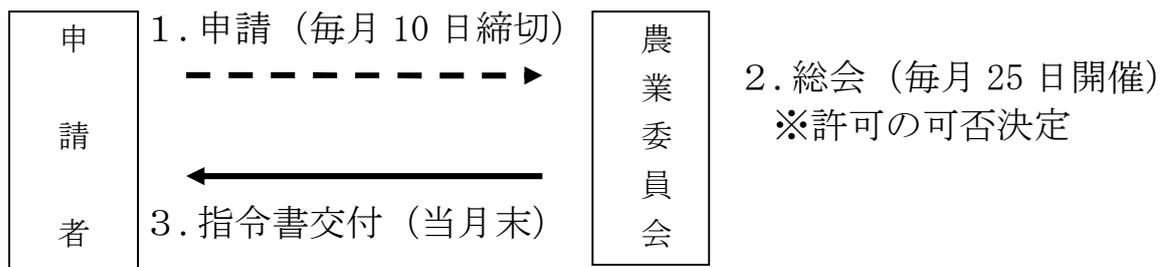
- ・作付計画書
- ・資金調達計画書（所有権移転の場合）、残高証明等

町外者の取得の場合は、

- ・農業経営状況調査書

※長瀬町農業委員会が所在地の農業委員会へ調査を依頼

■許可手続きの流れ



※ 手続きにかかる日数は、申請受付の締切日（毎月 10 日）から「20日間」です。